

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社(広島県広島市西区西観音町2-1)[1000011874]
2. 資格登録停止措置の期間
平成31年2月5日 ~ 平成31年3月4日 (1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「東京支社管内 携帯型情報板購入」(東京支社発注)において、使用する電子部品が、需要増加により入手できなかったことを理由に、成果品の一部について、契約書に定める納入期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める納入期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)